

A Historical Study on the Educational Activities of Graduated from the National Gymnastic School (= Taiso Denshujo) Concurrently Serving as the Investigators of Normal School ( = Shihangakko-torishirabein)

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2017-10-03<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者:<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/2297/23364">http://hdl.handle.net/2297/23364</a>             |

# 師範学科取調員兼体操伝習所伝習員の 教育活動について

—田川音次郎の事例—

大久保英哲・野中由美子\*

## A Historical Study on the Educational Activities of Graduates from the National Gymnastic School (= Taiso Denshujō) Concurrently Serving as the Investigators of Normal School (= Shihangakka-torishirabein)

Hideaki OKUBO and Yumiko NONAKA\*

### 緒言

明治初年、我が国は、富国強兵策の一つとして全国的な規模の近代教育制度を創設する必要を痛感し、旧幕府の教育のすべてを一新し、全く新しい近代的な教育を展開することを試みた。これが、明治5（1872）年8月の「学制」公布を機に制度化されることとなる。しかし、具体的に実施する段階になると、教員養成を制度化しなければならない必要が生じ、「学制」公布に先立って、同5年5月、東京に「師範学校」（後、東京師範学校）を創設することとなった。これが我が国最初の官立師範学校である<sup>1)</sup>。

さて、近代教育の一環をなす体育<sup>2)</sup>も明治10年代に、その教員養成機関が創設されることにより、実質化されたといわれている。近代体育は、「学制」において「体術」という名称で制度化されたが、その内容は示されておらず、事実上は空文であった。これは、「学制」が、先進欧米諸国の教育制度を形式的に取り入れたもので、その内容については全く無知であったことを示している。体育においても同様であり、我が国で最初に体操法を研究し、体操教員の養成に着手したのが、明治11（1878）年10月設立の文部省直轄「体操伝習所」である。体操伝習所は、明治19（1886）年の廃止までに、総計255名

の卒業生を全国各府県に派出した。そして、この卒業生たちは、派出された県下に体操伝習所で学んだ体操を普及させる役割を果たしたといわれている<sup>3)</sup>。

そのような体操伝習所卒業生の中で師範学科取調員兼体操伝習所伝習員は、これまでにその存在自体は知られてきた<sup>4)</sup>が、彼らが卒業後に体操以外の学科に転身<sup>5)</sup>したり、体育活動が消極的であった事実<sup>6)</sup>から、体操伝習所卒業生としては、その評価は必ずしも高いものではなかった。しかしながら、これは師範学科取調員を兼ねたために生じた結果ではなかったのだろうか。むしろ、なぜ彼らが体操伝習も兼ねることになったのかを問う方が、当時の教育界によって彼らに要請され、期待されていたものが何であったのかを明らかにしてくれるように思える。いずれにしても、この師範学科取調員兼体操伝習所伝習員の活動は、師範学科取調員としての立場と体操伝習所伝習員としての立場の両視点から、言い換えれば、教育史・体育史の両視点から再検討される必要があるように思える。そこで、本稿では、まずその手掛かりとして師範学科取調員兼体操伝習所伝習員のひとりであった福井県出身の田川音次郎の活動を明らかにし、主として田川の活躍の場であった福井

\*金沢大学大学院

県教育史上に果たした役割について考察する。

## I. 明治時代の福井県の教育状況

田川が師範学科取調員兼体操伝習所伝習員として上京した明治10年代の、全国的な教育の状況は次のようであった。この時期は、明治5年頒布の学制の反省に立ち、我が国の教育の形成をめざし、その確立をみるまでの、教育の過渡的時期であった<sup>6)</sup>。明治12(1879)年、教育の地方分権を認めた「教育令」に始まり、明治13(1880)年、国家の統制干渉を基本方針に改めた「改正教育令」、地方の財政窮乏から教育費削減に対応した明治18(1885)年の「第三次教育令」まで、様々な教育政策がとられる。このような、教育制度の目まぐるしい改革にみられるように、明治10年代は、我が国の教育が、その形成をめざして混迷・模索した時期であった。福井県の事情もほぼこれと同様であった<sup>7)</sup>。

さて、明治初年の福井県は、明治14(1881)年2月に福井県として発足するまでは、石川・滋賀両県に分治されていた。合併後は、もとの両県の事情や教育制度も異なり、また、歴史的地理的にもその風土を異にする若狭<sup>8)</sup>と越前の合併であるため、これを急速に一本化した教育行政のもとに統一することはかなり困難であった。従って、明治14年頃は、「福井県」新置と教育令改正の時期がほぼ同じであったため、福井県業務は極めてあわただしかった。しかし、教育令による自由化・地方分権化の影響で生じた、就学率の低下・学校数の減少をはじめとした教育の後退は、改正教育令及び新置県の発足とともに、改善の方向に向かっていった。諸規則が制定され、施設・設備も整備充実され、優良教員を招致し、児童就学督励に協力し、学事全般の向上がみられるようになった。以前の教育令公布時には、石川・滋賀両県に分属していたことから、県の教育政策は福井県として統一されたものではなかったが、改正教育令以来福井県は、その民情に適するように徐々に諸規則を制定し、教育の振興を図ろうとした<sup>9)</sup>。

学制期の福井県教育は、文部省教則に従いながらも、東京師範学校教則による方法を施行し

ていた。東京師範学校教則は文部省教則の程度が高く、翻訳臭が強いなどの問題点の解消を意図したものであった<sup>10)</sup>が、これを全国一斉に実施することは困難であった。福井県においても、幾つかの問題が生じていた。まず、教員が不足し、短期速成の教員養成を図ったため、教育に関する知識の乏しい教員が急造されていた。このような教員により、教師中心・教科書重視・暗誦主義の教育が行われた。これらの教授法は、機械的な注入式教授法といわれ、教育・心理などの理論が考究されていなかったため、児童の能力や興味に適さないものが多かった<sup>11)</sup>。明治10年代になると、東京師範学校附属小学校において、心性開発の教授術<sup>12)</sup>が実施されるようになる。これを学ぶために、東京師範学校で一年間の研修を命じられたのが師範学科取調員である<sup>13)</sup>。田川はそのひとりとして福井県から東京に派遣された。彼は、心理学を主とする心性開発の教授術を習得し、これを県内に普及させる役割を担って派遣されたのである。

## II. 田川音次郎の略歴

田川は、安政6(1859)年12月1日、越前国福井市毛矢町58番地に武井音次郎<sup>14)</sup>として生まれる。明治11(1878)年、石川県第三師範学校<sup>15)</sup>小学師範学科を卒業し、石川県八等訓導として、晩成小学校(現福井市順化小学校)において初めて教師としての道を歩み始める。その後、石川県明新中学校(現福井県立藤島高等学校)、「福井連合高等小学校」(履歴書のまま)、福井中学校(現福井県立藤島高等学校)、福井小学師範学校(明治14~19年、後福井県師範学校と改称)などの教員を勤め、同15(1882)年8月、師範学科取調員として上京を申し付けられる。そして、翌16(1883)年9月より17(1884)年7月まで東京師範学校と文部省直轄体操伝習所、音楽取調掛で研修することとなる。同校卒業とほぼ同時に小学全科教員免許状を取得している。中学校師範学校体操科教員免許状は19(1886)年3月に取得することとなる<sup>16)</sup>。

武井音次郎は、16年12月、田川乙作という人物の養子となる<sup>16)</sup>。この人物は、明治7(1874)

年、敦賀県管内の学区取締を経験し<sup>17)</sup>、また、福井県教育会議の議員も経験<sup>18)</sup>している。さらには、明治8(1875)年、県下師範学校が「小学校授業法伝習所」と改称され、福井・武生・小浜・大野の4ヶ所に開設されたときの、福井伝習所の初代所長(福井師範学校第2代校長)兼医学校長でもあった<sup>19)</sup>。つまり、田川の養父も教育において指導者の立場にあった。

さて、田川は、東京から帰県後も、上京前と同様の中学校、師範学校で教鞭を取る<sup>19)</sup>が、16年11月には福井県巡回教師<sup>20)</sup>を兼務する。以後、明治30(1897)年まで、福井高等小学校長、福井市学務委員、福井県地方視学など様々な教育活動を行っている<sup>19)</sup>。

そして、明治31(1898)年4月より1年間、群馬県前橋市に赴き、市内4つの高等及び尋常小学校の訓導兼校長に就く。5月には、前橋幼稚園主任、前橋市学務委員を兼務する<sup>19)</sup>。その後は、金沢市長町高等小学校長(現金沢市立中央小学校)<sup>21)</sup>、和歌山県理事官(学務課長)兼和歌山県立図書館長事務取扱<sup>22)</sup>などを勤め、昭和3(1928)年9月23日、68歳で、教育に尽力した一生を終えている<sup>23)</sup>。

### Ⅲ. 師範学科取調員としての上京

前述のように田川は、明治10年代の福井県教育の模索期に、注入式教授法に代わる新しい教授法である心性開発の教授術を習得し、県内に普及させる目的で、明治15(1882)年8月17日、師範学科取調員として上京することを申し付けられる<sup>19)</sup>。その経緯が、2日後、当時の福井県の地方新聞であった「北地新聞(雪の夜がたり)」に、次のように掲載されている。

「福井中学校二等助教諭武井音次郎氏は福井師範学校一等助教諭に拝命し更に師範学科取調員として上京を申し付らる聞く此取調員は一ヶ年間東京に滞留せらる見込の由また此取調員に當らんものは誰ぞと学務課では非常に心配されし由なるが甲乙意見の合はざる処ありて大ひに遅延し之が為同課員の中には寝食をも忘れて気を揉みし人もあつた様子手を職務外へ伸すと僥倖もある代りに不慮の心配も

ある」<sup>24)</sup>

これによると、田川は学務課の検討の結果、承認を得、東京に派遣されることになったことがわかる。

こうして田川は、師範学科取調員兼体操伝習所第2期伝習員として東京で研修を受けることとなるが、田川の上京後の動向が、明治15年9月9日、同新聞に次のように掲載された。

「先ごろ授業取調として上京されたし當師範学校教員武井音次郎氏は去月三十日より文部省裏手なる体操伝習所へ入舎されたるよし」<sup>25)</sup>

これらの新聞記事は、後の授業法及び体操術改良のため、県を代表する形で派遣された田川が、福井県から注目され、成果が期待されていたことを示している。

### Ⅳ. 師範学科取調員の研修内容

師範学科取調員は、明治15年9月、東京師範学校小学師範学科下級生に20名余りの欠員が生じたために、全国の小学校或いは師範学校の教員でいくらかの実地経験のあるものを募集し、これに当てたものである。東京師範学校では、設立当初に比べると、教育の理論・方法は改良がなされているため、教授することに多くの違いが現れているという現状であった。地方でも、それまでに、東京師範学校の教授法が改良されたことを知り、教員或いは学務吏員を東京師範学校へ派遣し、研究をしていた。しかし、その研修期間は僅か2、3週間であり、実際の教授法の外形すらも察することができない状態であった。従って、これらの者が地方に戻り、その表面的な視察を基に地方の教授法等の改良を行おうとしても、その結果はほとんど有益なものにならなかった。このようなことから、この師範学科取調員の募集は、地方にとっては、新しい教授法の研究に最適の機会であり、その成果が期待できるものであった。<sup>26)</sup>

さて、この師範学科取調員として田川は、明治15年9月より16年7月までの11ヶ月間、体操伝習所に寄宿し、毎日東京師範学校へ通った。東京師範学校で研修した学科は、前半が心理

学・教育学・学校管理法・諸学科の教授術・礼節・唱歌、後半が実地授業（附属小学校にて）であった<sup>27</sup>。また、体操伝習所では、本科として普通体操・兵式体操・重体操・戸外運動を、副科として体育論・生理学を学んだ<sup>28</sup>。当時、授業の便宜を図り、東京師範学校管理下の教場で、仮に体操伝習所に移されたものがあった。唱歌の教場もそのひとつである。また、逆に体操伝習所生理学科の教場が、東京師範学校に移された<sup>29</sup>。

さらに、田川は、東京師範学校と体操伝習所で研修する傍ら、音楽取調掛でも学んでいる<sup>30</sup>。東京師範学校で唱歌の授業を受けるだけでは、必要なことを習得できず、音楽取調掛に通わなければならなかったのである。師範学科取調員29名のうち、田川と同様に音楽取調掛に通った者は17名にも達した。そのほとんどは、個人的な希望というよりは、それぞれの地方の教育現場から要求されたものであった<sup>30</sup>。田川もその一人であったと推測される。またこのことから、当時の教育において、体操同様、唱歌の指導者の必要性も高かったことが窺える。

このように、田川は東京師範学校で師範学科を研修することを中心として、その外に体操の理論及び実技と唱歌を学び、卒業とほぼ同時に小学全科教員免許状を取得し<sup>16</sup>、帰県することとなる。

## V. 福井県における教育活動

師範学科取調員として帰県した田川が、県下教育の改良に努めたという報告が、文部省年報に記録されている。

「本年（明治16年）九月師範学科取調員帰県セシテ以テ小学授業法及体操術ヲ改良セン為管内各郡ヨリ四十余名ノ教員ヲ招集シ教員講習会ヲ福井師範学校内ニ開設シ尋テ各郡十八ヶ所ニ於テ再伝セシメシテ以テ授業ノ方法等大ニ一新セリ」<sup>31</sup>

田川は、東京で研修した師範学及び体操を県内に伝える役割に努めた。田川の福井県における体育活動及び教育活動を以下に示す。

### 1. 体育活動

田川は、帰県後明治16（1883）年9月15日、福井中学校一等助教諭に就任した<sup>16</sup>。そして、明治19（1886）年7月まで体操を教授<sup>32</sup>している。この体操の内容は、体操伝習所で研修した体操とほぼ同じのものであると推測される。

また、田川の体育活動の代表的なものとしては、運動会があげられる。明治22（1889）年、足羽川勝見川原で福井市小学校連合の大運動会が開催された<sup>33</sup>。この運動会を開催するにあたり、各役員が選出された。それらは、総理（1）・補佐（1）・理事（2）・会計（2）・調度（3）・各校々務掛、司令長（1）、参謀長（1）・参謀（8）・録事（2）・大隊長（1）・隊長（各校）・伝令使（3）・委員、風紀取締（10）である（注：（ ）内は人数）。田川は、そのうちの参謀長を任されている<sup>33</sup>。参謀長は、「運動上一切の謀議に参す」<sup>33</sup>役目を担った。このことから、田川は、この大運動会における運営から各運動の実施まで、企画・指導を受け持つ実質的な指揮者であったことがわかる。

### 2. 福井県私立教育会における活動

田川は、福井県の教育を推進する上で、種々の調査や決定を行う機関のひとつであった「福井県私立教育会」<sup>34</sup>の役員の一としても活躍した。「福井県私立教育会」の活動は、定期的に発行された『福井県教育会雑誌』<sup>35</sup>に記録されている。

福井県私立教育会は、明治26（1893）年7月、役員会を開き、県内において講習会を開講する旨を決定している。この講習会は、南条・遠敷・三方・足羽・吉田・坂井の各支会で開設された。そして、その講師は、教育会の会長が囑託することとなり、田川が遠敷の講師として選ばれた。この講習会は、同年8月5日から18日までの2週間開講され、田川は高等及び尋常小学校教員を対象に教育学と数学を教授した<sup>36</sup>。田川の講習会講師はこれに留まらず、さらに、明治29（1896）年8月の暑中休業中の講習会（夏季講習会）での教育学講師<sup>37</sup>、30（1987）年の夏

季講習会での算数講師<sup>39)</sup>と続いた。(30年の講習会では、同時に体操の講習も行われたが、講師は田川ではなく「今井武六」という人物であった。)

また、福井県私立教育会では、定期的に常議員会を開き、県下教育の問題点を討議している。田川も常議員として出席し、積極的に発言している。その議事録によると、総じて田川は教育実施の方法や算数科の問題において発言している。いくつかを次にあげる。

「議題：小学校生徒奨励会の得失

小学校の目的は一二俊秀の輩を養成するにあらず、本県の他県に比して劣るは生徒一人にて比すれば差異なかるべきも年齢児童の比、設備の不充分経費の不充分よりしてなり、且新令発布後生徒を教授するには各小学校に於て教授細目を製し之によるなれば勢各小学校教授の法一致せざるべしこの教授法一致せざる多数の児童を集め比較的試験をなして賞与することは間違の甚しきものなり予は飽くまで不可論者なり」<sup>39)</sup>

「議題：本県小学校教則第五条第二項<sup>40)</sup>へ左の但書を追加せられん事を其筋へ建議する事但土地の状況により珠算のみを用ゐるも妨なし

算術は何の為に教ゆるかの精神を明らめ然る上此議題は研究すへし(既商業地方にては珠算必要なれば山間僻地に至ては却て筆算(暗算を含む)の方必要なるへし然らば既愈両方を並行せしむべき他)」<sup>41)</sup>

さらに、田川は、算術科の問題についての議題を提出している。

「算術科ハ他ノ教科ニ比シ成績ノ悪シキハ何等ニ原因スルカ之ニ応スル方法如何」<sup>42)</sup>

これに対する議員会側の結論は

「本案採決ニ至ラス其方法ヲ会員諸君ヨリ本会ニ寄稿シ之ヲ本会雑誌ニ掲載シテ広く意見ヲ求ムルニ決ス」<sup>42)</sup>

ということであった。

これらの議事録から、田川は県下教育の質の向上を考え、教育及び各教科の改善を積極的に主張していることがわかる。また、常議員会の

役員の中でも、特に反対意見を主張していることから、自らの経験や知識に基づいた独自の教育論を持ち、教育的信念を貫いていたことも窺える。

さて、田川は比較的、体育的活動よりも教育全般における活動や発言などが目立つのであるが、福井県私立教育会における田川の体育的活動の記録が残されている。明治28(1895)年1月28日から30日にかけて臨時常議員会が開かれ、その中の議題の一つに小学校の器械体操があげられた。その結果、小学校児童に適切な器械体操を、会長が指名した者が選択することとなった。そして、その後、その器械体操調査の委員として4人が選ばれた。その4人の中に田川も含まれ、同5月30日に「器械体操調査答申」を会長宛に提出している。その内容は次のようであった。

「小学校ニ於テ使用スベキ器械体操ヲ調査候処……(略)……五種類ヲ以テ適当ナリト存候尤モ全部設備シ難キ場合ニ於テハ第一乃至第三ノ三種ヲ設備候モ不苦候様致度依テ此段答申也」<sup>43)</sup>

そして、第一から第五の設備に①鉄棒②縄跳(跳縄ともいい、高跳びであると思われる：図1参照)③木馬④手摺⑤棚が選ばれ、それぞれの規格や設置方法が定められた<sup>43)</sup>。これらの体操は、兵式体操に相当し、当時福井師範学校でも教科用図書のひとつとして指定<sup>44)</sup>されていた「体操教範」(陸軍省編)<sup>45)</sup>の中の運動から選択されたものであると考えられる(図1参照)。このように、田川は、体育に全く関与していなかったわけではなく、県内の体育の発展において直接的に影響を及ぼしているのである。

この外、田川は、福井県私立教育会において、その理事<sup>46)</sup>も務めている。また、小学算術問題集編纂委員<sup>47)</sup>・福井県教育会会員募集委員<sup>48)</sup>なども務めている。

以上のことから、田川は、教育の改善を進めるにあたり、教育の多方面に渡って関与しており、指導的立場に立つ人物であったことがわかる。

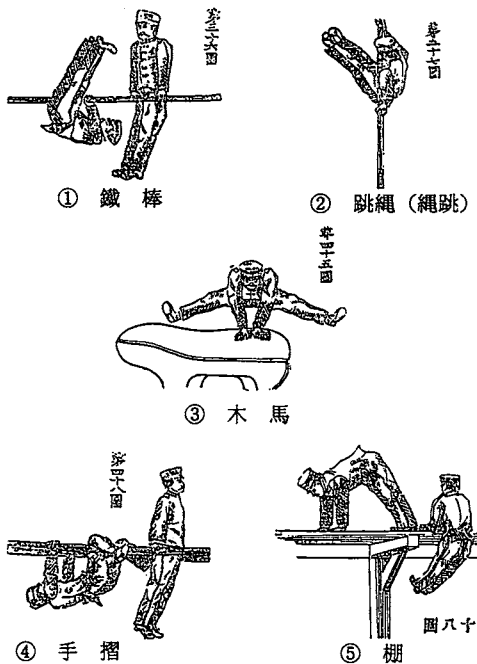


図1. 器械体操用具例

出典：『体操教範』(明治27年)

第二部 器械体操, 第二教 尋常体操より

## 3. 福井県教育における指導者の立場

田川は、東京から帰県後間もなく、明治16年11月、県の巡回教師を、また、18(1885)年には小学督業<sup>16)</sup>を、さらに、30(1897)年10月には福井県地方視学を務めている<sup>16)</sup>。どの職も、県内各地の教育を指導・監督する立場である。ここでの、田川の様々な意見や判断は、東京師範学校で学んだ教育学・心理学・学校管理法の知識や経験を生かしたものであったと思われる。

## VI. 群馬県における教育活動

田川は、明治31(1898)年3月、福井県より命ぜられ、群馬県に出向することとなる<sup>16)</sup>。同4月7日には、それまで務めていた地方視学を辞め、群馬県前橋市厩橋高等小学校・桃井尋常小学校・敷島尋常小学校・中川尋常小学校の訓導兼校長に就任する<sup>16)</sup>。この田川の群馬県赴任は、当時の女子高等師範学校教授(現お茶の水女子大学)であった大久保介壽の推薦によるものであった。その経緯は次のようである。まず、前橋市長が群馬県側にこの4つの小学校長

の任命の件について申し出たところ、群馬県側は適任者の選出を文部省に依頼した。文部省はさらに、これを女子高等師範学校教授の大久保介壽に依頼し、そこで大久保が推薦した人物が田川であった。この田川の名は、文部省推薦という形で群馬県に通達され、群馬県が福井県に直接、書状によって申し出ることとなった。さて、大久保の推薦状によると、田川にとって群馬県への出向は栄転であったが、当時福井県地方視学に就任してからまだ日が浅く、自分から福井県に願い出することは、たいへん心苦しかったようである。従って、福井県から申し付けられる形をとったことは、田川の心情としてはたいへん好都合であったのである<sup>50)</sup>。

このような経緯を経て、群馬県前橋市各小学校の訓導兼校長に1年間就任することとなる。これらの小学校における田川の直接的な教授の記録は見出だされていない。しかし、校長として各小学校の校務遂行の方法を指示<sup>51)</sup>したり、群馬県内の学校衛生学の講習会を聴講するために、自ら講習会会場へ赴き<sup>52)</sup>たりしている記録が、各小学校の沿革誌・事務日誌・当日日誌などに残されている。

群馬県では、これら各小学校の訓導兼校長のほか、31年5月に前橋市前橋幼稚園主任及び前橋市学務委員も兼務している<sup>16)</sup>。このことから、田川は、群馬県の教育においても広範囲にわたって指導・管理的立場にあったことがわかる。また、文部省による推薦を受けた人物ということもあり、群馬県から大きな期待をかけられていたことも窺える。

さて、群馬県には明治31年4月から翌年4月まで勤めていたが、4月から1ヶ月間休職し、5月には退職となる<sup>16)</sup>。この間の経緯は、残念ながら不明である。そして、その直後に長野県上伊奈郡視学に就任する<sup>53)</sup>。さらに、この郡視学も約半年間で辞め、32(1899)年12月、金沢市長町高等小学校長に就任<sup>21)</sup>することとなる。その後、明治45(1912)年5月、和歌山県に移り、大正2(1913)年12月まで県学務課長(県理事官)兼県立図書館長(第2代)を務めた<sup>22)</sup>こと、また、福井県師範学校同窓会報告に記録

されている同窓名列によると、大正9（1920）年には大阪府北河内郡四條村攝津紡績工場にいた<sup>50</sup>ことが明らかである。しかし、詳細な動向は明らかではない。

このように田川は、福井県の教育の改良・発展に大いに貢献したが、それだけに留まらず、その教育活動は全国各地に及んでいる。そして、それぞれの地方の教育の指導的立場を担い、尽力しているのである。

### 結語

以上のように、明治15年9月より16年7月まで、師範学科取調員兼体操伝習所伝習員として東京師範学校・体操伝習所及び音楽取調掛で研修を受けたことから、田川の教育における指導者としての活動が始まった。この研修は、福井県の教育の改良・発展のために、それまでの注入式教授法に代わる心性開発教授術の習得と、それを県内に普及させる目的で県から申し付けられた。田川は、県から期待をかけられた優秀な教育者であったといえる。

また、この研修は、東京師範学校において生徒の欠員が生じ、その定員を補うことと、遅れている地方の教育方法の改良を目的として行われたものである。東京師範学校での師範学科の研究が主であったが、それに加えて、体操・音楽（唱歌）の伝習を行ったことに注目する必要がある。これは、当時の教育が知育偏重から、体操や唱歌をも重視する傾向が現れてきたことを意味していると思われる。さらに、師範学科取調員兼体操伝習所伝習員は、後に教育における指導者的立場となる者の養成課程であることから、これらの指導者には、教育学的理論や教授術の理論・実践能力を身に付けることはもちろん、体操や音楽の素養も身に付け、より広い知識と技術を持った教育全般に渡って指導できる教員であることが求められていたとも考えられる。田川は、そのような指導者となり、県下教育の発展に貢献することを期待されていたのである。加えて、田川のような教育界の優秀な人材が全国各府県から集まり、体操伝習所に入所し、研修を受けたことから、体操伝習所は当

時、体操の技術者養成というだけでなく教育機関としても全国的に高く評価されていたとみることができるのではないだろうか。

さて、田川は東京で師範学科・体操・唱歌を研修して帰県する。福井県では、明治16年から31年までに、福井中学校教諭・師範学校助教諭・福井県小学訓導など学校教員として勤めるほか、講習会講師・福井県巡回教師・福井県小学督業・福井市学務委員・福井県地方視学などの県下教育の指導・監督をする役割も担い、さらには、福井高等小学校長・福井県私立教育会の常議員及び理事なども務めている。実際の教育現場での実践から教育の指導・監督まで、多方面に渡って福井県教育の発展に尽力し、貢献している。また、教育全般の活動ばかりでなく、体育的な活動も行っている。福井市小学校連合の運動会の実施委員として運動会の成功に努めたり、小学校の器械体操調査委員として、小学校生徒に適した体操の選定に努めている。これらの体育活動は、田川にとっては教育活動の一環であったと思われるが、体操伝習所で身に付けた体育的素養を充分に発揮しているとみてよい。

また、田川の教育活動は、福井県内のみならず、他県にまで及んでいる。文部省の推薦を受け、群馬県前橋市の小学校訓導兼校長及び幼稚園主任、前橋市学務委員に就任し、そこで福井県同様、教育の指導・監督をしている。田川の業績は、福井県はもちろん、文部省や他県にも評価されていることがわかる。田川は、群馬県での務めを終えてからも、長野県上伊奈郡視学・金沢市長町高等小学校長・和歌山県学務課長兼和歌山県立図書館長事務取扱など、様々な地方に赴き、全国的な規模での教育活動を展開する。田川はまさに、明治期の教育の模索期に、新しい教育理論や教授法を普及させた点で、我が国の教育に貢献した人物のひとりであったのである。

以上のように、本稿では師範学科取調員兼体操伝習所伝習員のひとりである田川資次郎の活動と、田川の主として福井県教育史上に果たした役割を明らかにしてきた、



しかし、当時、師範学科取調員兼体操伝習所 従って、今後は、その他の人物の動向も明らか  
伝習員は22名存在しており、田川の活動のみに にして、その性格を検討していく必要があると  
よってその性格を明らかにすることはできない。 思われる。

表1 「田川音次郎」の経歴

| 年月日       | 年齢 | 経歴   |
|-----------|----|--|
| 安政6.12.1  |    | ・出生：福井市毛矢町58番地   |
| M11.10.3  | 19 | ・石川県第三師範学校小学師範学科卒業   |
| M11.11.15 |    | ・石川県八等訓導<br>第23大区晚成小学校在勤（月俸8円）   |
| M12.1.25  | 20 | ・石川県（福井公立）明新中学校在勤  |
| 10.1      |    | ・（月俸10円）   |
| M13.10.4  | 21 | ・石川県（M13.9～M15.8）<br>足羽郡公立福井連合高等小学校教員（月俸10円）                               |
| M14.12.27 | 23 | ・福井県立福井中学校三等助教諭（月俸10円）   |
| M15.1.17  | 23 | ・福井県福井師範学校兼務   |
| 3.6       |    | ・福井県福井中学校二等助教諭兼<br>福井小学師範学校二等助教諭（月俸12円）                                    |
| 6.7       |    | ・兼務差免  |
| 8.17      |    | ・福井県福井小学師範学校一等助教諭（月俸15円）<br>・師範学科取調員として上京申付                                |
| 9         | 24 | ・文部省直轄体操伝習所入所  |
| M16.7.10  |    | ・同所卒業  |
| 7.16      |    | ・小学全科教員免許状取得（東京師範学校長より）  |
| 9.15      |    | ・福井県福井中学校一等助教諭兼任   |
| 9.20      |    | ・福井県庁より講習会講師慰勞として金3円賞与   |
| 11.28     |    | ・（月俸18円）<br>・福井県巡回教師兼務申付   |
| 12.28     | 25 | ・福井県庁より職務勉勵慰勞として金3円賞与  |
| M16.12    |    | ・田川乙作の養子となり「田川音次郎」と改称  |
| M18.1.10  | 26 | ・福井県庁より職務勉勵慰勞として金5円賞与  |
| 6.30      |    | ・依頼免本官并兼官諭旨  |
| 7.1       |    | ・福井県福井小学師範学校三等教諭兼<br>福井中学校三等教諭（月俸20円）<br>・福井県教諭兼任兼官 但準十等<br>・福井県小学督業申付（兼職） |
| 12.24     | 27 | ・福井県庁より職務勉勵慰勞として金5円50銭賞与   |
| M19.3.22  |    | ・中学校師範学校体操科教員免許状取得（文部省より）  |
| 7.21      |    | ・依頼免兼福井県福井中学校三等教諭  |
| 12.22     | 28 | ・福井県庁より職務勉勵慰勞として金5円賞与  |
| M20.4.1   |    | ・福井県師範学校助教諭（月給20円）   |
| 4.20      |    | ・福井県小学教員及び授業生学力試験委員  |

|      |       |    |   |
|------|-------|----|---|
|      | 7. 1  |    | ・ 同前委員解任  |
|      | 7.25  |    | ・ 兼任福井県師範学校訓導                                       |
|      | 12.23 | 29 | ・ 福井県庁より職務勉勵慰勞として金 6 円賞与                            |
| M21. | 2.13  |    | ・ 福井県小学校教科用図書採定審査委員                                 |
|      | 4.27  |    | ・ (月給23円)   |
|      | 5. 3  |    | ・ 福井県小学教員及び授業生学力試験委員                                |
|      | 7.29  |    | ・ 同前委員解任  |
| M22. | 3.30  | 30 | ・ 福井県庁より昨年夏季休業中特に職務勉勵慰勞として金 5 円賞与                   |
|      | 5.15  |    | ・ 福井県小学教員及び授業生学力試験委員                                |
|      | 8.21  |    | ・ 福井県小学校授業生講習会委員                                    |
| M23. | 1.10  | 31 | ・ 福井県小学校教科用図書採定審査委員                                 |
|      | 4.26  |    | ・ (月給25円)   |
|      | 10.22 |    | ・ 小学校教員普通免許状取得 (文部大臣より)                             |
|      | 10.30 |    | ・ 福井県福井市福井小学校長兼<br>福井県小学訓導<br>福井県福井市福井小学校在勤 (月給30円) |
|      | 12.20 | 32 | ・ 福井県尋常師範学校助教諭兼任 但福井県小学校訓導                          |
| M24. | 1.29  |    | ・ 福井県庁より職務勉勵慰勞として金 3 円賞与                            |
|      | 4.23  |    | ・ 福井市役所に於て福井県尋常師範学校生徒入学試験委員                         |
|      | 12.24 |    | ・ 福井県小学校令実施方法取調委員                                   |
| M25. | 2.19  |    | ・ 福井市役所より職務勉勵慰勞として金 5 円賞与                           |
|      | 6. 4  |    | ・ 福井市役所に於て福井県尋常師範学校第一種生試験委員                         |
|      | 6.15  |    | ・ 福井市役所に於て小学校令第72条 3 項により<br>福井市学務委員                |
|      | 12.23 | 34 | ・ 福井県福井市福井高等小学校訓導<br>但本科正教員勤務 (月給30円)               |
| M26. | 2.23  |    | ・ 兼任福井県福井市福井高等小学校長<br>福井県尋常師範学校助教諭                  |
|      | 3.24  |    | ・ 福井市役所より職務勉勵慰勞として金 5 円賞与                           |
|      | 12.20 | 35 | ・ 福井市に於て福井県尋常師範学校募集福井市薦學生試験委員                       |
| M27. | 1.31  |    | ・ 福井市に於て福井県尋常師範学校講習福井市薦學生試験委員                       |
|      | 2. 9  |    | ・ 福井市役所より職務勉勵慰勞として金 3 円賞与                           |
|      | 3.20  |    | ・ 福井市福井県尋常師範学校来学年福井市推薦生試験委員                         |
|      | 6.14  |    | ・ 福井県小学校用図書審査委員                                     |
|      | 12.20 | 36 | ・ 福井市選挙に係る第三種講習科生徒試験委員                              |
| M28. | 1.10  |    | ・ 福井市学務委員   |
|      | 2. 4  |    | ・ 福井市役所より職務勉勵慰勞として金 5 円賞与                           |
|      | 6. 6  |    | ・ (福井県に於て月手当 5 円)                                   |
|      | 8. 5  |    | ・ 福井市に於て福井県尋常師範学校第一種生試験委員                           |
|      | 10. 4 |    | ・ 福井県小学校教員検定委員                                      |
|      |       |    | ・ 福井市薦挙に係る第三種講習科生徒試験委員                              |
|      |       |    | ・ (福井県に於て年功増俸 1 ヶ月 3 円)                             |

|           |    |  |
|-----------|----|--|
| 12.17     | 37 | ・福井県尋常師範学校教諭兼任<br>但福井市福井高等小学校長（月手当5円）  |
| 12.20     |    | ・福井市役所より職務勉勵慰勞として金5円賞与   |
| M29. 1.29 |    | ・福井市に於て福井県尋常師範学校召募生選抜試験委員  |
| 8.11      |    | ・福井市に於て福井県尋常師範学校第三種講習生選抜試験委員   |
| 10. 1     |    | ・（福井県年功加俸証書交付）   |
| 11.25     |    | ・（福井県年功増俸本俸十分の一）   |
| 12.26     | 38 | ・福井県庁より職務勉勵慰勞として金2円賞与  |
| M30. 2. 4 |    | ・福井市に於て福井県尋常師範学校入学者の選抜試験   |
| 4. 1      |    | ・（福井県三級下俸33円）  |
| 8. 5      |    | ・福井市に於て福井県尋常師範学校第三種講習生選抜試験委員   |
| 8.16      |    | ・福井市学務委員   |
| 10.20     |    | ・兼職を免す<br>・休職を免す<br>・任福井県地方視学（五級俸給）  |
| 12.21     | 39 | ・福井県小学校教員検定委員  |
| M31. 1. 7 |    | ・福井市役所より在職中職務勉勵慰勞金26円賞与  |
| 3.25      |    | ・福井県に於て群馬県へ出向を命ず   |
| 4. 7      |    | ・依頼免福井県地方視学 諭示<br>・群馬県前橋市厩橋高等小学校訓導<br>本科正教員勤務（1等上級俸50円）<br>兼任群馬県前橋市厩橋高等小学校校長<br>桃井尋常小学校訓導同校長<br>敷島尋常小学校訓導同校長<br>中川尋常小学校訓導同校長 |
| 5.16      |    | ・前橋市前橋幼稚園主任兼務<br>・前橋市学務委員  |
| M32. 4. 1 | 40 | ・1ヶ月休職   |
| 5. 1      |    | ・退職  |
| 5. 4      |    | ・長野県上伊奈郡視学   |
| M32       | 41 | ・金沢市長町高等小学校長   |
| M45. 5    |    | ・和歌山県理事官（学務課長）兼<br>和歌山県立図書館長事務取扱   |
| T 2.12    |    |  |
| ⋮         |    |  |
| T 9       | 61 | ・大阪府北河内郡四條村攝津紡績工場  |
| ⋮         |    |  |
| S 3. 9.23 | 68 | ・死亡  |

（以上 「前橋町役場 学校職員履歴簿 明治24年2月」  
『高志会雑誌』（福井師範学校同窓会誌）第123, 125号  
『70年のあゆみ 和歌山県立図書館沿革小誌』  
『福井県師範学校同窓会報告第26号』より）

## 註及び引用・参考文献

- 1) 鈴木博雄, 東京教育大学百年史, 日本図書文化協会, 昭和53年, 19-30頁
- 2) 「体育」という教科名は, 当時まだ現れておらず, 実際に使用されていた教科名は「体操」であった。ここでの「体育」は教科としての「体操科」を指している。
- 3) 能勢修一, 明治体育史の研究——体操伝習所を中心に——, 逍遥書院, 昭和40年, 90-103, 117-124頁  
木下秀明, 日本体育史研究序説, 不昧堂, 昭和46年, 33頁  
木下秀明, 明治十年代における体操教員の養成について, 日本大学人文科学研究所紀要, 第二号, 1959年
- 4) 中村民雄, 明治期における体操教員資格制度の研究, 福島大学教育学部論集34号, 1982年
- 5) 大久保英哲, 明治期岩手県における近代体育の受容過程に関する研究(その3), 盛岡大学紀要, 第7号, 一般教育, 1987(山内卯太郎の事例より)
- 6) 福井県教育史研究室, 福井県教育百年史, 第一巻, 通史編(-), 福井県教育委員会, 昭和53年, 252頁
- 7) 同上, 256頁  
国立教育研究所, 日本近代教育百年史, 第三巻 学校教育1, 文唱堂, 1974年, 2頁
- 8) 明治14年, 石川県に属していた越前(南条以北:現嶺北地方)と滋賀県に属されていた若狭(大飯, 遠敷, 三方, 敦賀:現嶺南地方)が, 福井県として合併される。
- 9) 福井県教育史研究室, 福井県教育百年史, 第一巻 通史編(-), 福井県教育委員会, 昭和53年, 252-254, 257-258頁
- 10) 鈴木博雄, 東京教育大学百年史, 日本図書文化協会, 昭和53年, 37-39頁
- 11) 福井県教育史研究室, 福井県教育百年史, 第一巻 通史編(-), 福井県教育委員会, 昭和53年, 304頁  
徳光八郎, 石川県師範教育史, 金沢大学教育学部明倫同窓会, 昭和28年, 63-64頁
- 12) 開発主義教授法:ひろく子どもの能力の開発を目的とする教授法。高嶺秀夫の指導のもとに東京師範学校を中心として形成され, 明治10年代後半において, 「心性開発主義」としてひろく実践に影響を与えたペスタロッチ主義の教授法。これに対して「注入式教授法」は, 子どもの発達段階, 経験, 認識の特性を考慮することなく, 教師が一方向的に知識, 技術を子どもに伝達する教授法をいう。(日本近代教育史事典, 平凡社, 1971, 266頁)
- 13) 徳光八郎, 石川県師範教育史, 金沢大学教育学部明倫同窓会, 昭和28年, 63-64頁
- 14) 明治16年12月, 田川乙作の養子となることにより「田川音次郎」と改称するが, 旧姓は「武井」であった。
- 15) 明治9年8月, 県(それまでは敦賀県)が, 石川県と滋賀県に分属された後, 明治10年2月, 石川県がそれまでの福井・大野・武生の小学授業法伝習所を廃止して, 福井伝習所跡に開設した師範学校。当時, 第一師範学校が石川(金沢)に, 第二師範学校が富山に, 第三師範学校が福井にあった。
- 16) 「田川音次郎履歴書」, 前橋町役場, 学校職員履歴簿(明治24年2月付), 群馬県前橋市教育資料館蔵
- 17) 福井県教育史研究室, 福井県教育百年史, 第一巻 通史編(-), 福井県教育委員会, 昭和53年, 249頁
- 18) 同上, 234頁
- 19) 同上, 464頁
- 20) 福井県年報(明治16年文部省第十一年報)によると「巡回教師ヲ置キ之を師範学校ニ在勤センメ終始小学校ヲ巡視シテ授業ノ方法ヲ監督センム」とある。
- 21) 高志会雑誌(福井県師範学校同窓会誌), 第125号(M33.12.30)
- 22) 和歌山県立図書館, 70年のあゆみ, 和歌山県立図書館沿革小誌, 1976, 35頁
- 23) 福井県師範学校同窓会報告, 第26号(S3.10.31)
- 24) 北地新聞「雪の夜がたり」, 第82号(M15.8.19)
- 25) 北地新聞「雪の夜がたり」, 第100号(M15.9.9)
- 26) 東京師範学校年報, 文部省第十一年報(明治

- 16年), 872頁
- 27) 東京師範学校年報, 文部省第十一年報(明治16年), 874頁  
体操伝習所年報, 文部省第十一年報(明治16年), 917頁
- 28) 能勢修一, 明治体育史の研究——体操伝習所を中心に——, 逍遙書院, 昭和40年, 106頁  
体操伝習所年報, 文部省第十年報(明治15年), 「伝習員規則」, 890頁  
「第2期伝習員ハ明治15年制定ノ伝習員規則ニ遵ヒテ修業セシモノ…」  
師範学科取調員兼体操伝習所伝習員も第1期伝習員と同様の学科を習得している。
- 29) 体操伝習所年報, 文部省第十一年報(明治16年), 916頁
- 30) 山住正己, 唱歌教育成立過程の研究, 東京大学出版会, 1967, 152頁
- 31) 福井県年報, 文部省第十一年報(明治16年), 488頁
- 32) 福井県立福井中学校内 大島英助, 創立五十周年記念録福井中学校, 昭和6年
- 33) 福井新聞, 第6号(M22.10.16)
- 34) 明治19年に組織された, 最初の私費による各郡連合教育会「若越教育会」が, 明治22年, 組織を変更して「福井県私立教育会」としたものである。福井県で最も大きな教育会組織であった。(複製版福井県史第三冊第三編県治時代, 441頁)
- 35) 現在, 福井大学附属図書館に『福井県私立教育会雑誌』第14~43号が保管されている。本研究で参考にしたのは, そのうちの第14~31号(M26~31)である。
- 36) 福井県私立教育会雑誌, 第14号(M26.10.30), 4頁
- 37) 福井県私立教育会雑誌, 第23号(M29.10.30), 1頁
- 38) 福井県私立教育会雑誌, 第27号(M30.8.2)
- 39) 福井県私立教育会雑誌, 号外(M26.7.8), 26-28頁
- 40) 明治14年の文部省小学校教則綱領に基づいて, 明治16年5月編成されたが, 若狭・越前両地方の教則が従来から画一でなかったため, 一度に改正することができず, 改正に至ったのは同年の年末であった。(福井県年報, 文部省第十年報(明治15年), 532頁)
- 41) 福井県私立教育会雑誌, 号外(M26.7.8), 24頁
- 42) 福井県私立教育会雑誌, 第23号(M29.10.30), 3頁
- 43) 福井県私立教育会雑誌, 第20号(M28.12.31), 30頁
- 44) 福井県体育協会, 福井県体育史, 吉田錦文堂, 昭和47年, 12頁
- 45) 明治7年, 最初の「体操教範」が陸軍文庫から出版された。これはフランスの原書を翻訳したものであった。明治17年, 我が国の陸軍省によってはじめて「体操教範」が制定された。その後, 明治20年, 25年, 27年, 36年と逐次, 改訂, 増補される。
- 46) 福井県私立教育会雑誌, 第14号(M26.10.31), 1頁
- 47) 福井県私立教育会雑誌, 第14号(M26.10.31), 2頁
- 48) 福井県私立教育会雑誌, 第29号(M30.12.10), 61頁
- 49) 督業訓導は, 明治16年8月18日, 文部省達第16号により, 小学校教員の授業・訓育等を監督する職務として府県に置かれた。この督業訓導が明治17年3月4日の文部省第4号により小学督業と改められる。(明治以降教育制度発達史第二巻, 275頁)
- 50) 進退留(明治32年): 前橋市長から群馬県知事に提出した書類  
任免(明治32年), 群馬県第三課学務係, 群馬県立図書館蔵  
書状: 大久保女子高等師範学校教授より嘉納群馬県学務局長宛
- 51) 事務日誌(M29.4-M32.3), 厩橋高等小学校, 四月十一日
- 52) 事務日誌(M29.4-M32.3), 厩橋高等小学校, 五月二十一日
- 53) 高志会雑誌, 第123号(M32.12.15)
- 54) 福井県師範学校同窓会報告, 第18号(T9.12.20)

## 付記

わが国の学校体育の形成に、体操伝習所（明治11年設立）が果たした役割の大きさについては今更うまでもない。そしてここでは詳しく述べることはしないが、筆者（大久保）は明治19年にこの学校を廃止したことが、その後の学校体育の健全な発展に大きな禍根を残すことになったと見ている。

この間、体操伝習所は約250名の卒業生を輩出したわけだが、彼らの性格はいくつかに分類することができる。給費生、府県派遣生、私費生といった主な経費負担者が誰であったか、あるいは伝習内容や期間の長さによる分類もそれである。

野中由美子による本研究は、その中で「師範学科取調員」を兼ねた卒業生に着目したものである。本稿で取り上げた田川音次郎をはじめ、22名存在する。彼らは、卒業後は体操科に直接関わるというよりも、全国各府県の教育行政や校長職を担って、明治から大正にかけての日本の教育界を管理職として支えた人材であった。だが、体育とは直接に結びついていないために、従来の体育史上の評価はあまり高いものではなかった。

では体操伝習所が彼らを教育したことは意味のないことであったのだろうか。彼らが、若かりし時に体操伝習所で体操を学んだということが彼らの人生にどのような意味を持ち、それが教育行政や学校運営にどのような影響を与えたのだろうか。野中由美子の研究はそのような問題意識から出発している。

本稿はとりあえず田川音次郎の事例を研究したものである。「師範学科取調員」を兼ねた体操伝習所卒業生の全体像を把握し、その評価を定めるには、まだまだ相当な時間が必要であろうが、漸次研究は進められるはずである。

最後に、福井大学教育学部新井博助教授には資料の閲覧等ご協力いただいた。あらためて謝意を申し上げたい。  
(大久保英哲 記)